

京都市令和2年度補正予算を活用！

中小企業等 IT利活用支援事業

ウイズコロナ社会下で、ITを利活用した新たなビジネス展開に
挑戦する事業者の皆様を応援します！

ステップ1

専門家派遣による IT利活用方法の協議・検討

ITの専門家が事業者の皆様
と共にIT利活用の方法を協
議・検討します！

(上限5回・無料)



ステップ2

ITシステム導入への補助

ステップ1で協議・検討した
システムを導入するための
費用を補助します！

支援対象者

- ①市内に主たる事業所又は事業拠点を有する中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等
- ②主たる事務所を市内に設けている中小企業等で構成する団体
- ③団体の構成員の半数以上が市内に事務所を設けている中小企業等で構成する団体

補助率 補助上限額

補助率 3/4以内 補助上限額 200万円

※予算の上限に達すると見込まれる場合は、実際の交付額が補助率を下回ることがあります。

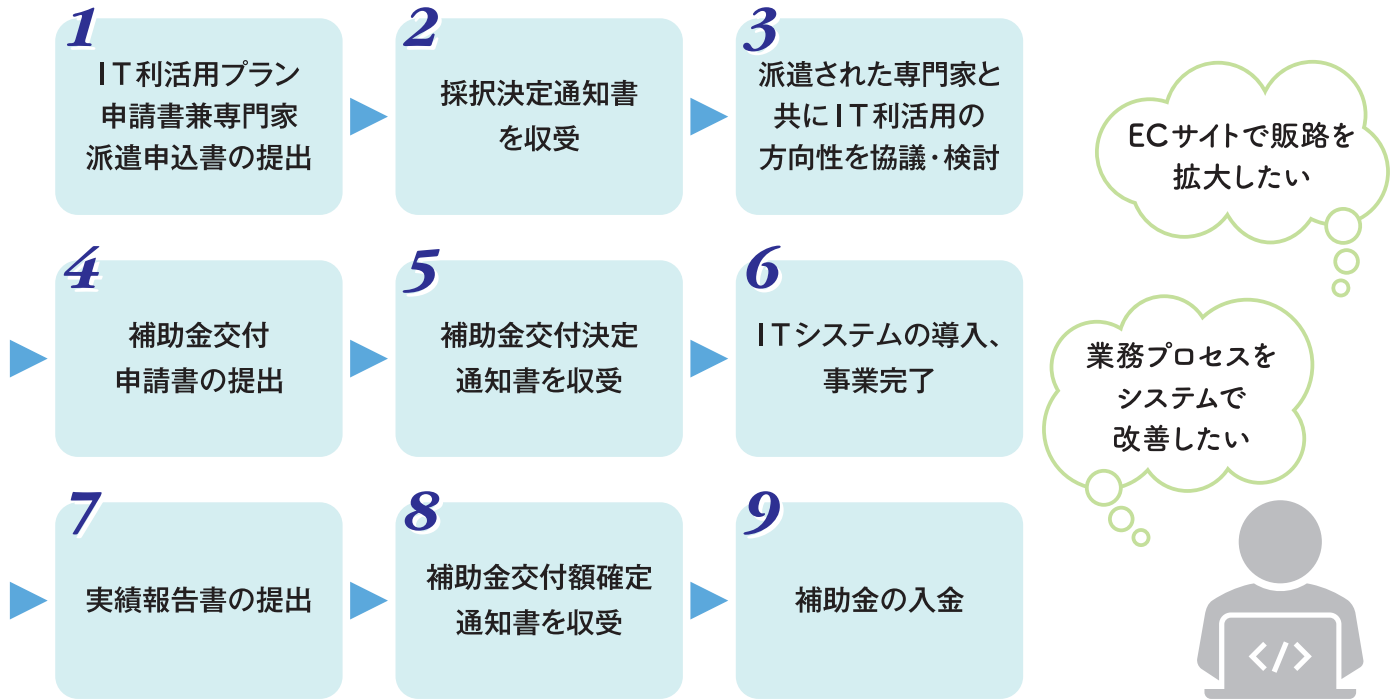
想定される 活用例

- 基幹システムの構築（顧客管理、生産管理の基幹システムの構築、テレワークの導入等）
- 販路の拡大（ECサイト、動画を掲載したWEBサイトの構築等）
- 新たなビジネスモデルの構築（バーチャル展示場の構築等）

対象経費

ITシステム導入費、印刷製本費（マニュアル等作成費等）等

事業の流れ



申請書受付期間

令和2年7月27日(月)～
令和2年8月7日(金)まで
《郵送の場合、当日消印有効》

※予算の上限に達すると見込まれる場合は、期間
途中でも受付を停止することがあります。

支援対象期間

採択決定通知日～
令和3年3月1日(月)まで

※採択決定通知は、補助金の交付を確約する
ものではありません。

※補助金の交付を受けるためには、別途、補助
金交付申請書の提出が必要になります。

申請方法

①WEBによる申請

- 8/7(金)までに専用サイトからお申し込み
ください。
- 必要書類を用意し、アップロード(15MB以内)
してください。
- 証明書等の提出資料はスキャンデータ、又は
写真でも提出ができます。

専用サイト

<https://www.astem.or.jp/support/it-subsidy>



②郵送による申請

- 8/7(金)までに以下の住所に申請書一式を
書留又は簡易書留でお送りください。
《郵送の場合、当日消印有効》

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地6階
公益財団法人京都高度技術研究所
「中小企業等IT利活用支援事業」事務局宛

問 合 せ

公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部
「中小企業等IT利活用支援事業」事務局

TEL: (075) 315-6674 / (075) 366-5217

(担当: 篠岡、井上 / 受付時間: 午前9時～午後5時 ※平日のみ)

mail: it-support@astem.or.jp

※本事業に関するお問い合わせは、原則E-mailでお願いいたします。

御案内ページQRコード

